平成２９年（フ）第２４０３号
大阪府東大阪市寿町１丁目９番39号　特別養護老人ホームイースタンビラ、前住所大阪市東成区大今里南３丁目４番26号　トルチェ大今里　308号
債務者　川上　福子
法定代理人成年後見人　山下　正悟
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４４２号
大阪市東淀川区豊里６丁目11番８号　ローズハイツ　207号
債務者　渡邉　文章
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４７８号
大阪市西淀川区花川２丁目４番33号　フラワーハイツ505号室
債務者　成田　和広
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４７９号
大阪市西成区聖天下２丁目８番５号　特別養護老人ホームかがやき
債務者　石川　泰三
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４８６号
大阪府寝屋川市堀溝北町26番５号、前住所大阪府寝屋川市堀溝北町７番１号
債務者　大谷　博之
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７４号
堺市西区浜寺石津町西４丁22番５号
債務者　豊田　誠二
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３８３号
大阪府藤井寺市西古室１丁目21番11号、事業所所在地大阪府藤井寺市春日丘１－８－19　ロイヤルビル１階
債務者　カラオケパブむらさきこと　小嶋　勉
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３９３号
堺市堺区中三国ヶ丘町６丁２番６号
債務者　渡邊　　瞳
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４２９号
大阪府高石市千代田１丁目１番15―201号
債務者　熊倉　秀則
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４３３号
堺市西区鶴田町30番57号、前住所兵庫県尼崎市水堂町４丁目５番26号　キューブ南武庫サザンⅠ　209号
債務者　湊崎工務店こと　湊崎　篤志
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４４３号
堺市北区船堂町１丁14番７―503号
債務者　小波津辰夫
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４４８号
堺市南区槇塚台１丁10番16―501号
債務者　翁田　　稔
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４５１号
堺市南区竹城台４丁16番３―602号、申立時の住所堺市南区竹城台３丁１番７―406号
債務者　小林こと　耿　　優美
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４５５号
大阪府南河内郡河南町大字一須賀775番地の３　102号
債務者　安土　裕三
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４５６号
堺市西区浜寺南町３丁５番地３　サンハイム浜寺206号
債務者　大井　晴香（旧姓淵上）
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４５７号
堺市西区浜寺南町３丁５番地３　サンハイム浜寺206号
債務者　大井　　学
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４７１号
堺市南区赤坂台３丁９番４―304号
債務者　岸田　友義
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係